

R01-092

佐本備二発第232号
令和元年7月12日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保存	5年(令和7年3月31日まで)
有効	令和7年3月31日まで
企画係	

佐賀県警察本部長

佐賀県警察国民保護計画の変更について（通達）

県警察が武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、「佐賀県警察国民保護計画の策定について（通達）」（平成25年5月27日付け佐本備二発第152号）に基づき、運用してきたところであるが、国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更に伴い、用語等の整理、国の対策本部の名称変更等を行ったので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

令和元年7月

佐賀県警察国民保護計画

佐賀県警察本部

目 次

第1 総 則	1 目的 1 2 準拠規定 1 3 基本方針 1 4 定義 1
第2 想定される武力攻撃事態 及び緊急対処事態	1 武力攻撃事態 2 2 緊急対処事態 2
第3 平素の措置	1 武力攻撃の兆候等に係る情報の報告 3 2 警報及び緊急通報の伝達体制の整備 3 3 避難実施要領のパターン作成に関する意見 3 4 生活関連等施設の把握と管理者に対する助言 3 5 道路交通の管理 4 6 教養訓練等 4 7 装備資機材等の整備 5 8 情報通信の確保 5
第4 武力攻撃事態等における 体制の確立	1 県警察対策本部の設置 5 2 派遣部隊の編成 5 3 警察職員の参集 6 4 県国民保護対策本部等への職員の派遣 6
第5 武力攻撃事態等における 国民保護措置等	1 警報の伝達 6 2 緊急通報の伝達 6 3 住民の避難 7 4 応急措置の実施 8 5 N B C 攻撃による災害への対処 10 6 被災情報の収集及び被災者の捜索・救出等 11 7 生活関連等施設の安全確保 11 8 原子炉の運転停止に係る安全確保 12 9 緊急交通路の確保 12 10 特殊標章等の交付 12
第6 配慮すべき事項	1 基本的人権の尊重 12 2 国民の権利利益の迅速な救済 12 3 国民に対する情報提供 13 4 関係機関と連携協力の確保 13 5 国民の協力の確保 13 6 高齢者、障害者等への配慮 13 7 安全の確保 13
第7 緊急対処保護措置に関する 事項 13 (緊急対処事態における「緊急対処保護措置」は、第3、第4、第5に規定する武力攻撃等における国民保護措置に準じた措置を実施)

第1 総則

1 目的

この計画は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態（事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。以下同じ。）における緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施するために、国民保護法及び国家公安委員会・警察庁国民保護計画等に基づいて必要な事項を定めることを目的とする。

2 準拠規定

国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する警察活動は、事態対処法、国民保護法、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という）、国家公安委員会・警察庁国民保護計画、佐賀県国民保護計画及び佐賀県警察緊急事態初動措置要綱（以下「緊急事態初動措置要綱」という。）その他の関係規定に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

3 基本方針

この計画の実施に当たっては、国、県、市町、消防機関、海上保安庁及び自衛隊（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携を保持するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努め、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした警察活動を行うものとする。

4 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(5) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該

行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(6) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするために、武力攻撃事態等の推移に応じて実施する住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等をいう。

(7) 緊急対処保護措置

緊急処理事態において、国民保護措置に準じて実施する措置をいう。

(8) 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、政令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条）に規定する施設をいう。

(9) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(10) N B C 攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。

第2 想定される武力攻撃事態及び緊急処理事態

武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定は、次に掲げる類型を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

侵攻国が、我が国の領土を占拠する等の目的をもって、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させる攻撃

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関等への攻撃

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程で、かつ高速で飛行する弾道ミサイルによる攻撃

(4) 航空攻撃

航空機による急襲的な攻撃

2 緊急処理事態

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート、可熱性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来

第3 平素の措置

1 武力攻撃の兆候等に係る情報の報告

本部長は、武力攻撃（事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。以下同じ。）の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに警察庁に報告するものとする。

2 警報及び緊急通報の伝達体制の整備

本部長及び警察署長は、国の対策本部長（事態対処法第11条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。以下同じ。）が発令する警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）及び知事が発令する緊急通報（国民保護法第99条の武力攻撃災害緊急通報をいう。以下「緊急通報」という。）の内容を住民等に的確かつ迅速に伝達することができるよう、平素から伝達体制、伝達方法等の整備に努めるものとする。

3 避難実施要領のパターン作成に関する意見

警察署長は、市町長が避難実施要領（国民保護法第61条第1項に規定する避難実施要領をいう。以下同じ。）の基礎となるパターンを作成するに当たり、平素から緊密な意見交換を行うものとする。

4 生活関連等施設の把握と管理者に対する助言

(1) 生活関連等施設の把握

本部長及び警察署長は、平素から、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

第27条に規定する生活関連等施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地、管理者等を把握するものとする。

令27条	施設の種類
1号	発電所、変電所
2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガス精製設備）
3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
4号	鉄道施設、軌道施設
5号	電気通信事業用交換設備
6号	放送用無線設備
7号	水域施設、係留施設
8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
9号	ダム

(2) 生活関連等施設の安全確保に関する助言

本部長及び警察署長は、生活関連等施設の管理者等に対し、県知事と協力して、平素から生活関連等施設の警備強化等安全確保上留意すべき点について助言し、これを周知させるよう努めるものとする。

安全確保の留意点は、生活関連等施設の所管省庁が、施設の種類ごとに専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定め、消防庁から県知事に通知されている。その基本的内容は、次のとおりである。

- ア 施設の巡回の実施
- イ 警備員の増員
- ウ 防災体制の充実
- エ 警察との連絡体制の確立

5 道路交通の管理

(1) 道路管理者との連携

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等における交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、平素から道路管理者と密接に連携するものとする。

(2) 緊急交通路の把握

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のために確保すべき道路について、あらかじめ把握するものとする。

また、自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、自衛隊車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から自衛隊との緊密な連携を図るものとする。

(3) 車両運転者の義務等の周知

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合の車両運転者の義務等（災害対策基本法第76条の2）について周知させるものとする。

6 教養訓練等

(1) 警察職員に対する教養

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練を実施するとともに、警察職員に対して部内の情報連絡及び関係機関からの情報収集等の活動要領について教養を行うものとする。

(2) 警備部隊の充実強化

本部長は、警察災害派遣隊等警備部隊の体制及び装備資機材の充実に努めるとともに、武力攻撃事態等において直ちに必要な活動を行うことができるよう、平素から訓練を実施するものとする。

7 装備資機材等の整備

本部長及び警察署長は、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生に備え、常に国民保護措置の実施に必要な装備資機材及び警察署等の警察施設の点検整備を行うなど適正な管理に努めるものとする。

8 情報通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

本部長は、武力攻撃災害発生時において通信が途絶することがないように、非常用電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るものとする。

(2) システムの二重化及びデータのバックアップ

本部長は、武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来した場合において速やかに回復させるため、平素からシステム構成の二重化、重要データのバックアップ等の整備を図るものとする。

(3) 画像情報収集・連絡システムの整備

本部長は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、平素からヘリコプターテレビ映像送信システム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

第4 武力攻撃事態等における体制の確立

1 県警察対策本部の設置

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、佐賀県警察国民保護対策本部（以下「県警察対策本部」という。）を設置するものとする。

なお、県警察対策本部の設置に関しては、緊急事態初動措置要綱に定める「県警備対策本部」を準用する。

2 派遣部隊の編成

本部長は、武力攻撃事態の態様、規模等を総合的に判断して、必要な派遣部隊を編成するものとする。

なお、派遣部隊の編成に関しては、緊急事態初動措置要綱に定める「派遣部隊」を準用する。

3 警察職員の参集

(1) 非常招集

警察本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等に至ったとき、所属職員に対し、非常招集を発令するものとする。

(2) 自主参集

警察職員は、警報又は緊急通報が発令されたことを知ったときは、直ちに所属部署等に参集して指揮を受けるものとする。ただし、交通途絶その他の理由により参集できないときは、所属長に連絡してその指示を受けるものとする。

4 県国民保護対策本部等への職員の派遣

(1) 本部長は、佐賀県に国民保護対策本部が設置されたときは、国民保護法第28条第2項の規定に基づき本部員に就任するとともに、同対策本部に関係職員を派遣し各対策班との円滑な連絡調整に努めるものとする。

(2) 本部長は、佐賀県に佐賀県国民保護計画に基づく緊急事態警戒本部、緊急事態対策本部が設置されたときは、必要に応じて同本部等に関係職員を派遣するなど緊密な連携に努めるものとする。

(3) 警察署長は、市町に市町国民保護対策本部が設置されたときは、必要に応じて同対策本部に関係職員を派遣するなど緊密な連携に努めるものとする。

第5 武力攻撃事態等における国民保護措置

1 警報の伝達

(1) 本部長の措置

本部長は、警察庁から警報の内容について通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するものとする。警報の解除について通知を受けたときも、同様とする。

(2) 警察署長の措置

警察署長は、警報の通知を受けたときは、市町と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、住民に対して警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(3) 警報の内容

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

例：航空機の接近、地上部隊の侵攻状況など警報発令に至った武力攻撃の状況、予測等

イ 武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃事態が発生したと認められる地域

例：地方公共団体の名称等

ウ 上記のほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

例：指示に従った冷静な行動、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保等

2 緊急通報の伝達

(1) 本部長の措置

本部長は、知事から緊急通報の発令の通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するとともに、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

(2) 警察署長の措置

警察署長は、緊急通報の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町と協力し、住民に対して緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するものとする。

(3) 緊急通報の内容（国民保護法第99条第2項）

ア 武力攻撃災害の現状及び予測

例：火災の発生状況や延焼の予測、ダム・堤防等が決壊した場合に予想される水流等

イ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

例：指示に従った冷静な行動、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保等

3 住民の避難

(1) 避難の指示の伝達

ア 本部長の措置

本部長は、知事からの避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の通知を受けたときは、直ちに、その旨を警察署長に通知するとともに、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

イ 警察署長の措置

警察署長は、避難の指示の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町と協力し、住民に対して避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達するものとする。

ウ 避難の指示の内容

(ア) 住民の避難が必要な地域（国民保護法第52条第2項第1号の要避難地域をいう。以下同じ。）

(イ) 住民の避難先となる地域（国民保護法第52条第2項第2号の避難先地域をいう。住民の避難の経路となる地域を含む。以下同じ。）

(ウ) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(エ) 主要な避難の経路

(オ) 避難のための交通手段その他避難の方法

(2) 市町長の避難実施要領策定に対する意見

ア 避難実施要領策定に関する意見

警察署長は、市町長が避難実施要領を定めるに当たり、避難住民の効率的な輸送や混乱の防止の観点から、避難経路の選定等について必要な意見を述べるものとする。

イ 避難実施要領の内容

(ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

例：集合場所・時間、住民の輸送手段、避難経路等

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

例：避難施設の名称・所在等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項等

(3) 避難住民の誘導

ア 円滑な誘導等

本部長及び警察署長は、市町等の関係機関と連携し、避難実施要領に沿った円滑な避難住民の誘導に努めるとともに、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 必要な警告又は指示

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定に基づき、危険を生じさせる者等に対し、必要な警告又は指示を行うものとする。

ウ 輸送支援

本部長及び警察署長は、病院、障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、輸送支援に努めるものとする。

エ 支援等の協議への参加

本部長は、県の区域を越える避難の場合に、関係都道府県知事による避難住民の受け入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

オ 交通手段に関する意見

本部長は、県知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し自家用車等を交通手段として示す場合は、県知事に対して必要な意見を述べるものとする。

カ 被留置者の避難誘導

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等において、必要があると認めるときは、移送先を選定し、護送体制を執った上で、留置施設の被留置者の避難誘導を適切に行うものとする。

(4) 要避難地域及び避難先地域における安全の確保

警察署長は、要避難地域及び避難先地域において、関係機関等と連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。また、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

4 応急措置の実施

(1) 災害の拡大防止

ア 警察署長による事前措置の指示

警察署長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、国民保護法第111条第3項の規定に基づき、市町長又は県知事から要請があったときは、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対して、当該設備等の除去、保安、その他必要な事前措置を行うことを指示するものとする。

イ 武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件及び必要な措置の例

(ア) 設備、物件の例

危険物貯蔵施設、火薬庫、材木、危険物、毒劇物等

(イ) 必要な措置の例

補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

(2) 退避の指示等

ア 退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、市町長若しくは県知事による退避の指示を待つかとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。以下同じ。）の指示を行うものとする。

イ 退避の指示の内容

(ア) 退避すべき理由

(イ) 危険地域

(ウ) 退避場所

(エ) 退避の方法

(オ) その他の注意事項

ウ 屋内退避の指示

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示するものとする。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、市町長若しくは県知事による警戒区域の設定を待つかとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

イ 警戒区域の設定方法等

(ア) 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(イ) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

(ウ) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、パトカー等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

(エ) 警戒区域内には、必要と認める場所に警察官を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を講ずるものとする。

5 NBC攻撃による災害への対処

(1) 汚染の拡大防止等

本部長及び警察署長は、NBC攻撃による災害に際し、国民保護法第107条第3項の規定に基づき、知事から要請がなされたときは、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄や汚染された疑いのある建物の封鎖等必要に応じ、次表（国民保護法第108条第1項）に掲げる権限を行使するものとする。

法108条第1項	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(2) 当該措置の名あて人への通知

本部長及び警察署長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

また、上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に同事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、その警察官が現場で指示を行うものとする。

ア 当該措置を講ずる旨

イ 当該措置を講ずる理由

ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）

エ 当該措置を講ずる時期

オ 当該措置の内容

(3) 警察職員の安全措置と除染活動

本部長及び警察署長は、NBC攻撃等による汚染が生じた場合、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等警察職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

6 被災情報の収集及び被災者の捜索・救出等

(1) 情報収集及び捜索・救出

本部長及び警察署長は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に被災情報（国民保護法第126条第1項の被災情報をいう。以下同じ。）の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の捜索及び救出活動に当たらせるものとする。

(2) 警察災害派遣隊の派遣要請

本部長は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとする。

(3) 緊急輸送等に対する協力

本部長及び警察署長は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合は、パトカーでの先導等、特段の配慮を行うものとする。

(4) 安否情報の提供

本部長及び警察署長は、保有する安否情報（国民保護法第94条第1項に規定する安否情報をいう。以下同じ。）を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

(5) 遺体の身元確認、引渡し等

本部長及び警察署長は、県・市町及び医師等と協力し、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

7 生活関連等施設の安全確保

(1) 必要な支援の実施

本部長及び警察署長は、国民保護法第102条第4項の規定に基づき、生活関連等施設の管理者等から支援の求めを受けた場合において、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

(2) 立入制限区域の明示

警察署長は、県公安委員会が国民保護法第102条第5項の規定に基づき、生活関連等施設の安全確保の観点から立入制限区域を指定した場合において、ロープ及び標示の設置等により、その範囲、期間等を明らかにするよう努めるものとする。

(3) 警備の強化等

本部長及び警察署長は、県公安委員会による立入制限区域の指定に基づき、当該生活関連等施設において、警備の強化等安全確保措置を講ずるものとする。

8 原子炉の運転停止に係る安全確保

本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等において、原子炉の運転停止が行われるに当たり、関係行政機関及び原子力事業者と緊密に連携し、施設及び運転要員の安全確保に努めるものとする。

9 緊急交通路の確保

(1) 道路状況等の把握

本部長及び警察署長は、現場臨場した警察官、関係機関等からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 緊急交通路の確保

本部長及び警察署長は、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、避難住民及び緊急物資の運送のため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対して所要の措置をとるよう命ずるものとする。

(3) 交通規制の周知

本部長及び警察署長は、交通規制を行ったときは、道路管理者と協力し、その規制内容を住民に周知させるものとする。

10 特殊標章等の交付

本部長は、武力攻撃事態等において、別に定める基準に従い、警察職員、その国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

第6 配慮すべき事項

1 基本的人権の尊重

警察職員は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

(1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

(2) 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び住民の保護措

置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に住民、ボランティア団体等に提供するよう努めるものとする。

4 関係機関との連携協力の確保

- (1) 県知事、市町長等から警察に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 国民の協力の確保

国民保護措置の重要性につき国民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

6 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

7 安全の確保

職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、その安全の確保に配慮するものとする。

第7 緊急対処保護措置に関する事項

緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、この計画の第3、第4、第5に定める事項に準じた措置を講じ、第6に掲げる事項に配慮するものとする。

この場合において、当該事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。